省　令

○農林水産省令第四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

農林水産大臣　林　芳正

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ホ中「肉骨粉（牛由来の原料を原料として生産される普通肥料に限る。）又は当該肉骨粉を原料として生産される」を「牛由来の原料を原料として生産された」に、「生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防」を「生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防」に、「又は原料の使用」を「若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式中、

「3.2.1　油性残留物（スラッジ）の焼却設備の最大能力　　kW又はkcal／h（該当しないものを抹消すること。）

Incinerator for oil residues (sludge), maximum capacity ……kW or kcal／h (delete as appropriare)……□」を

3.2.2　油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) ……□」に

「3.2.1　油性残留物（スラッジ）の焼却設備

Incinerator for oil residues (sludge)　　□

3.2.2　油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge)　　□」

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。